

令和3年春の全国交通安全運動の主な推進事項

埼玉県

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

県民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、交通安全教育等を通じて、子供や高齢者等歩行者の安全を確保する。

- (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - ・ 保護者から子供への安全教育の推進
 - ・ 高齢者事故の特徴を踏まえた安全教育の推進
- (2) 歩行者の安全の確保
 - ・ 通学路等における子供の安全確保

2 自転車の安全利用の推進

自転車安全利用五則を活用した交通ルール・マナーの周知徹底を図るとともに、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害保険等の加入徹底及び自転車用ヘルメットの着用促進を図る。

- (1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底
 - ・ 二人乗りや無灯火、スマートフォン等の使用、飲酒運転等の危険性の周知
- (2) 自転車利用者自身の安全確保
 - ・ 自転車用ヘルメットの着用促進（特に高校生を含む子供及び高齢者）
- (3) 自転車損害保険等の加入の徹底
 - ・ 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害保険等の加入徹底

3 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

運転者の歩行者保護意識を醸成するとともに、運転免許制度等の周知徹底を図る。

- (1) 運転者の交通ルール遵守の徹底等
 - ・ 横断歩道における歩行者優先等、交通ルール遵守の徹底
 - ・ 歩行者に対する思いやり運転の励行
- (2) 高齢運転者の交通事故防止
 - ・ 身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育の推進
 - ・ 運転免許証の自主返納制度等の周知徹底
- (3) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ・ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
 - ・ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト等着用徹底の呼び掛け
- (4) 飲酒運転の防止
 - ・ 飲酒運転の悪質性、危険性を踏まえた啓発、飲食店等における酒類提供禁止の徹底
- (5) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止
 - ・ いわゆる「あおり運転」に対する罰則の創設の周知、思いやりと譲り合いの気持ちを

持った運転の推進

- ・ ドライブレコーダー普及に向けた広報啓発

(6) 二輪車の交通事故防止

- ・ 交差点での安全確認の徹底や適正な通行方法等の交通ルールの周知
- ・ 正しいヘルメットの着用徹底とプロテクターの着用促進

《埼玉県重点：横断歩道における歩行者優先の徹底》

交通事故死者のうち歩行者が占める割合が高いことから、ドライバーの歩行者保護意識を向上させる必要があるが、信号機のない横断歩道において横断しようとしている歩行者がいる場合に横断歩道手前で停止する自動車の割合が低い実態がある。埼玉県では、ドライバーが常に歩行者への思いやりの意識を保持し、横断歩道における歩行者の優先が徹底されるよう、周知を図る。

- ・ 信号機のない横断歩道での歩行者優先の交通ルールの周知、啓発の促進
- ・ 「ひし形標示」など横断歩道の早期発見のための事項の周知と思いやりやゆとりのある運転の促進